

議案第64号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
企画広報課	三田市まちづくり基本条例進捗管理委員会及び三田市まちづくり基本条例協働委員会について、担当事務に係る調査審議等が終了したことから、これを廃止するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 地方自治法第138条の4第3項他</p> <p>【改正内容】 三田市まちづくり基本条例進捗管理委員会及び三田市まちづくり基本条例共同委員会の廃止</p> <p>(1) 進捗管理委員会</p> <p>【担当事務】 まちづくり基本条例において検討することとされている事項についての調査審議</p> <p>【審議経過】 5回の委員会審議を経て7月30日に答申</p> <p>(2) 協働委員会</p> <p>【担当事務】 地域コミュニティのあり方及び協働のまちづくりの推進方策に関する事項</p> <p>【審議経過】 13回の委員会審議を経て4月17日に答申</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>